

## 第5章 まちづくりの推進方策

本計画に示したまちづくりの将来像や各方針の実現に向け、次の視点に基づいて推進します。

1. 市民・事業者・行政が協働するまちづくり
2. 国や県等の関係機関との連携強化
3. 実現に向けた適切な制度・手法の研究と運用
4. 時代の変化に応じた柔軟な取り組み

### 1 市民・事業者・行政が協働するまちづくり

本計画に掲げる将来像や各方針の実現には、市民、まちづくり団体・NPO、事業者等と行政が目標を共有し、各々が適切な役割分担のもとで「協働するまちづくり」を推進していくことが重要です。

#### ①市民の役割

市民は、行政が進めるまちづくりに対する理解や協力にとどまらず、まちづくりの主役であることを認識し、まちづくりへ積極的に参加することが期待されます。特に、自らが居住や就業している身近な生活の場において、地域活動やボランティア活動等への参加を通じて、周囲の自然環境や生活環境に対する関心や愛着を高め、主体的に活動することが必要です。

また、都市計画マスタープランをはじめとする各種計画への意見やアイデアの提供、都市計画提案制度の積極的な活用等、まちづくりへの積極的な関わりが期待されます。

#### ②まちづくり団体・NPOの役割

まちづくり団体・NPOは、営利を目的としない自発的・自主的な活動を基本として、事業者や行政では行うことができない分野及び内容の活動を担っています。

まちづくりにおけるこれらの団体の役割は、今後も重要性を増していくことから、それぞれの活動や団体間の連携強化を図ることで、まちづくりに貢献することが期待されます。

#### ③事業者の役割

事業者は、事業活動等を通じて、地域の産業や経済の発展に貢献するとともに、地域住民との信頼に基づいた協力関係を構築することが重要です。また、地域の一員として、専門的な知識や技術の活用、所有する土地や施設の活用等を通し、行政や市民が進めるまちづくり活動へ積極的に参加・協力することが期待されます。

#### ④行政（市）の役割

行政（市）は、本計画に基づき、市民をはじめとする関係者との合意形成を図りつつ、都市計画の決定や変更、道路や公園等の都市施設の整備等に取り組みます。

また、住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供や意向把握、住民主体のまちづくり活動への支援等、まちづくりへの市民参画の仕組みづくりに努めます。

## 2 国や県等の関係機関との連携強化

社会基盤整備をはじめとしたまちづくりの推進にあたっては、国や県等の関係機関との連携が不可欠です。

国や県等の関係機関との連携、協力体制の強化を図るとともに、重要性や緊急性が高い事業等については、国や県に対して積極的な働きかけを行い、国・県・市の適切な役割分担のもとでまちづくりを進めていきます。

## 3 実現に向けた適切な制度・手法の研究と運用

本市が定める都市計画については、本計画に基づき、都市計画の決定、変更を行い、地区計画制度等を活用しながら整備の具体化を図ります。

また、県が定める都市計画である都市計画区域や区域区分（線引き）については、地域住民の意向を把握しながら、県と連携・協力して、より良い制度の運用に向け研究を進めます。

#### ①地域地区の指定、見直し

地域地区は、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物等について必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図るものです。本市では8つの用途地域と併せて防火地域の指定が行われています。

市域の合理的な土地利用の規制・誘導を図るため、現状や将来動向を踏まえつつ、必要に応じて適切な見直しを図ります。

#### ②都市施設

都市施設とは、道路、公園、下水道等、生活者の利便性の向上や快適な生活を支え、良好な都市環境を確保するために必要な施設で、都市計画法で定められるものです。

本計画に基づき、今後も既決定の都市施設の充実を図るとともに、既存の都市施設の適切な維持管理や有効活用を図っていきます。

また、事業未着手の都市計画道路等の都市施設については、その必要性や実現性を適正に評価し、事業の存続・見直し・廃止等の方針を定めていきます。

### ③市街地開発事業

市街地開発事業は、土地区画整理法による土地区画整理事業、都市再開発法による市街地再開発事業等、面的な整備によって市街地を整備又は改善を図る事業です。

本市では、中心市街地の活性化や防災上の問題がある市街地環境の改善を図る場合等において、地域住民の意向を踏まえながら、市街地開発事業の活用を検討します。

### ④市街化調整区域における地区計画制度、都市計画区域外における開発許可制度等の活用

市街化調整区域や都市計画区域外の計画的な土地利用の誘導を図るための手段として、県が定めた基準に従って審査及び許可を行う開発許可制度や地区計画制度の活用があります。

本市では、新麻植協同病院等の新たな拠点の形成が進められるとともに、主要地方道徳島鴨島線沿道での新たな開発需要が生じています。一方で、都市計画区域内外において、企業の撤退や施設の撤去等による未利用地・低利用地が生じる状況も見受けられます。

これらの適切な開発の規制誘導、未利用地・低利用地の有効活用を図り、本市の活性化につなげていくために、開発許可制度や地区計画制度の活用を検討します。

## 4 時代の変化に応じた柔軟な取り組み

本計画は、長期的な計画であるため、適切に進行管理を行い、社会経済情勢の変化や法制度の改正、上位関連計画の変更、市民ニーズの変化等を踏まえながら、適宜、見直しを行います。

そのため、計画 (Plan) を、実行 (Do) し、その結果や成果を点検 (Check) し、改善 (Action) することにより、次の計画 (Plan) につなげていく「PDCA サイクル」により進行管理を行います。

